

10月1日から

消費税・地方消費税の税率は10%へ

【問合せ】税務課(田沢湖庁舎) ☎ (43) 11117

10月1日に消費税・地方消費税の税率が10%に引き上げられます。10%のうち2.2%は地方消費税(地方税)です。

日本では高齢化が進み、社会保障の費用は増え続けています。皆さまが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引上げが必要です。

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。

例えば…

- ▼待機児童の解消
- ▼3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化
- ▼真に支援が必要な学生の高等教育

(大学など)の無償化
▼介護職員の処遇改善
▼所得の低い高齢者の介護保険料の軽減

▼所得の低い年金受給者への給付金の支給 など

※一般に「消費税」と言っているのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆さまに身近な行政に生かされます。

詳しくは、「政府広報 消費税」で検索してください。



政府広報 消費税 検索

生 保内公園内の大型遊具について

【問合せ】建設課 (西木庁舎) ☎ (43) 2295

生保内公園に設置されている大型遊具について、今年度の法定定期点検の結果、危険性が指摘されました。このため利用者の安全を確保するため、やむをえず使用禁止とさせていただきます。

いただきます。なお、今後遊具の撤去・更新を検討していきます。利用者の皆さまにはご迷惑をおかけしますがご理解をお願いします。

敬 老祝金を贈呈します

【問合せ】長寿支援課(長寿いきがい係) (西木庁舎) ☎ (43) 2281

仙北市では満80歳の方に敬老祝金を贈呈しています。

老人の日(9月15日)以降、対象者のお手元にお届けします。

なお、贈呈は、地域の民生委員に協力をお願いしています。

●今年度の祝金対象者/昭和13年9月16日~昭和14年9月15日生まれ(80歳)



●祝金/5千円
※9月15日現在、仙北市に3年以上住所を有し居住している方への贈呈となります。

障 がい理由とする差別や対応について

【問合せ】社会福祉課(西木庁舎) ☎ (43) 2288

秋田県では、「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例(以下「条例」という。)」が平成31年4月から施行されました。県、市町村および障がい者団体などが連携し、障がいを理由とする差別について相談を行う体制を整備しています。

仙北市障害者総合支援協議会では、障がいを理由とする差別を解消するための取組を県の条例施行に合わせて整備しています。

断られた、障がいのある方に対してどのように対応すればよいかわからないといった相談に、県、仙北市、各障がい者団体、専門相談機関などが対応します。

- 相談窓口/社会福祉課障がい福祉係
- ▼電話(43・2288)
- ▼FAX(47・2116)
- ▼関連ページ/秋田県公式ウェブサイトに「美の国あきた ネット」(https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10214)

粗 大ごみの出し方について

【問合せ】市民生活課(環境係) (角館庁舎) ☎ (43) 3308

お配りしているごみ出しカレンダーのとおり、9月~11月に秋の粗大ごみを回収しますが、最近では回収できないごみを出す事例が増えてきましたので、いま一度、粗大ごみの出し方を確認してください。

- ▼すべての粗大ごみに「町内名」と「お名前」を記載してください。
- ▼ガラス、鏡のついたものは収集しません。取り外してお出しください。
- ▼テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、乾燥機は法律により回収できません。家電製品の電源コードは、本体から切り離し、レジ袋などに入れてお出しください。



▼貴、スプリングの入った家具類は回収しませんので、専門の業者にお問い合わせください。

▼じゅたんやブルーシートは幅1.5m程度に裁断してお出しください。

その他、ご不明な点は「ごみの出し方便利帳」でご確認いただくか、市民生活課までお問い合わせください。

仙 北市遺族連合会青年部に加入しませんか?

【問合せ】社会福祉課(西木庁舎) ☎ (43) 2288

仙北市遺族連合会では、会員の平均年齢が80歳を超え、世代交代や後継者の育成が課題となっています。戦没者の遺族として、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世代にしっかりと語り継いでいくため、ぜひ、仙北市遺族連合会青年部への加入をお願いします。

●登録できる方/戦没者の孫、ひ孫、甥、姪、60歳以下の家族、その他仙北市遺族連合会の目的に賛同できる方

- 主な活動/仙北市遺族連合会各種事業などへの参加(強制ではなく任意です)
- 登録方法/社会福祉課福祉政策係までご連絡ください。年会費などの費用は一切かかりません。
- 登録申し込み後/仙北市遺族連合会が行う各種事業などのご案内を随時配布します。

仙 北市プレミアム付商品券を販売します

【問合せ】社会福祉課(西木庁舎) ☎ (43) 2288

8月1日に販売の対象になると思われる方へ「仙北市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」を郵送しています。申請していただいた方には、市民税情報の確認後、9月20日頃「仙北市プレミアム付商品券購入引換券」を郵送します。(同日に、平成28年4月2日から令和元年9月30日の間に生まれたお子さんが属する世帯の世帯主の方にも、商品券購入引換券が郵送されます。)

郵送された商品券購入引換券と身分証明書などを持参したうえで、商品券の販売所で購入し、商品券が使用できる店舗で使ってください(ことになりませぬ)。

●販売の対象となる方/

●市民税が非課税の方(申請が必要です)：平成31年1月1日において仙北市に住民票がある方で、令和元年度の市民税(均等割)が課税されていない方

※課税されている方の扶養親族や生活保護制度の被保護者などは対象外となります。

●子育て世帯(申請は不要です)：平成28年4月2日から令和元年9月30日の間に生まれたお子さんが属する世帯の世帯主

●商品券の販売場所/仙北市商工会角館・田沢湖・西木の本・支所(3か所)

●商品券の販売期間/9月25日(水)から令和2年2月28日(金)まで

●販売日の詳細については、商品券購入引換券送付時にお知らせします。

●商品券の使用期間/10月1日(火)から令和2年3月31日(水)まで

●商品券が使用できる店舗/仙北市内で営業している店舗、事業所で商品券取扱店の登録申し込みを行ったところ。

●商品券取扱店舗の一覧は商品券購入引換券送付時に同封します。現在の商品券取扱店登録状況は、市ホームページで公表しています。

●販売の上限額/

▼1人につき25,000円分の商品券を20,000円で対象者に販売します。(プレミアム分は5,000円です)

▼1冊の販売金額4,000円(1枚500円の商品券が10枚つづりで利用できる金額5,000円)で、1人につき最高5冊まで購入することができます。1冊ずつ5回に分けて購入することも可能です。

▼子育て世帯の場合は、対象となるお子さんの人数分の購入ができます。

●注意事項/

▼申請したからといって必ずしも商品券を20,000円分購入しなくても、購入しなくてもいい場合があります。購入は1冊4,000円(5,000円分の商品券)のみでも結構です。また、販売期間内であればいつでも残りの分を購入することもできますので、まずは申請をお願いします。

▼対象者ご本人でなくても、ご家族の方など代理での申請、購入も可能です。商品券購入時に商品券購入引換券と一緒に代理の方の身分証明書(免許証・健康保険証など)を持参してください。